平成２１年（フ）第１７５９号
大阪府吹田市佐井寺２丁目21番16―301号、申立時住所大阪府吹田市佐竹台１丁目７番１―104号
債務者　野﨑　由子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８９号
大阪府枚方市氷室台１丁目33番５号
債務者　南　　博文
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３９４号
大阪府東大阪市俊徳町１丁目２番８号　佐伯マンション305号、旧住所大阪府東大阪市渋川町２丁目２番16号
債務者　坂田　眞一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３１号
大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―806号
債務者　山中　功介
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１３２号
大阪市鶴見区横堤５丁目13番41号　ハイツ沖坪５―Ｄ号室
債務者　クリアデザイン工房こと　矢瀬　正明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１５３号
大阪市城東区永田４丁目13番15号　東栄マンション205、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目２番21号
債務者　前田　正信
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１７７号
大阪府豊中市服部豊町２丁目21番22号
債務者　平沼　　学
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２０３号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目２番14号　コーポ内田１号
債務者　福田　正貴
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２０号
大阪府八尾市旭ヶ丘５丁目85番地の１　13―504号
債務者　新井恭子こと　安　　恭順
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２１号
大阪市福島区大開２丁目10番７号　黒松荘５号室
債務者　横峯　睦子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４３号
大阪市平野区長吉出戸２丁目８番14―404号
債務者　粕野　敏則
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５４号
大阪市住吉区長居西２丁目５番22号
債務者　西尾　幸二
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０２号
大阪府門真市大字桑才177番地の１
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０６号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番22―105号
債務者　石濱　吉通
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９７１号
大阪府東大阪市楠根２丁目11番12号　三井マンション302号
債務者　松本　弘行
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１４８号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番２―304号
債務者　田中　正吾
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６３号
大阪市西成区千本北１丁目９番17号　千馬ハイツ401号　大野方
債務者　梅野かおり
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部